

# 「もみの樹・横浜鶴見」ご入居費用

(金額単位:円)

## 月額利用料

管理費(税込)	140,800
特別サービス費(税込)	49,500
食費(30日/税込)	71,490
合計	261,790

自立者生活支援費用(税込)	23,100
自立者に対して生活支援サービスを提供するための人件費(要支援・要介護者を除く)	

- 管理費は、施設の運営費、事務・管理部門の人件費、事務管理費、光熱水費に対する費用です。
- 償却年月数は、想定居住期間です。
- 特別サービス費は、要介護者等の人員過配置サービス費に充当する費用です。  
(人員を基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入で賄えない額に充当するものです)
- 食費は、1日3食、30日利用の場合の金額です。
- 入居者が入居した日の翌日から3月以内に契約終了となった場合は、受領済みの入居一時金の金額(非返還部分を含む)から、入居の日から起算して契約終了となった日までの日数の目的施設の利用料及び原状回復費用を差し引いた上で、その差引残額を契約終了日の翌日から起算して60日以内に無利息で返還いたします(死亡退去を含みます)。  
[1日あたりの目的施設の利用料 = (入居一時金 - 非返還部分の額) ÷ (想定居住期間の月数) ÷ 30]
- 介護保険自己負担分、医療費、紙おむつ、個人的生活費、有料サービスにかかる費用等については、別途ご入居者の負担となります。
- 入居日の翌日から3月の期間が経過した後は、ご入居月数にかかわらず初期償却額はご返却できません。
- 入居一時金、家賃および介護保険給付費は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。
- 消費税率が改定になった場合は、改定内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になります。  
※税額につきましては、軽減税率8%の対象品目が含まれております。
- 月払い契約方式プランは、入居一時金返還金はございません。

<A方式 65歳～72歳>					
入居金	一時払いプラン	一時金・月払併用プラン			月払プラン
		プランa (75%)	プランb (50%)	プランc (25%)	
償却期間/108ヶ月					
入居金・入居時支払分	28,870,000	21,652,500	14,435,000	7,217,500	—
初期償却(25.18%)	7,270,000	5,452,500	3,635,000	1,817,500	—
月償却額 (償却期間108ヶ月)	200,000	150,000	100,000	50,000	—
家賃(相当額/月額)	—	70,200	140,400	210,600	263,000
<B方式 73歳～79歳>					
入居金	一時払いプラン	一時金・月払併用プラン			月払プラン
		プランa (75%)	プランb (50%)	プランc (25%)	
償却期間/96ヶ月					
入居金・入居時支払分	25,120,000	18,840,000	12,560,000	6,280,000	—
初期償却(23.56%)	5,920,000	4,440,000	2,960,000	1,480,000	—
月償却額 (償却期間96ヶ月)	200,000	150,000	100,000	50,000	—
家賃(相当額/月額)	—	68,700	137,400	206,100	263,000
<C方式 80歳～85歳>					
入居金	一時払いプラン	一時金・月払併用プラン			月払プラン
		プランa (75%)	プランb (50%)	プランc (25%)	
償却期間/84ヶ月					
入居金・入居時支払分	20,750,000	15,562,500	10,375,000	5,187,500	—
初期償却(19.03%)	3,950,000	2,962,500	1,975,000	987,500	—
月償却額 (償却期間84ヶ月)	200,000	150,000	100,000	50,000	—
家賃(相当額/月額)	—	64,900	129,700	194,600	263,000
<D方式 86歳～89歳>					
入居金	一時払いプラン	一時金・月払併用プラン			月払プラン
		プランa (75%)	プランb (50%)	プランc (25%)	
償却期間/72ヶ月					
入居金・入居時支払分	17,420,000	13,065,000	8,710,000	4,355,000	—
初期償却(17.33%)	3,020,000	2,265,000	1,510,000	755,000	—
月償却額 (償却期間72ヶ月)	200,000	150,000	100,000	50,000	—
家賃(相当額/月額)	—	63,600	127,100	190,600	263,000
<E方式 90歳～94歳>					
入居金	一時払いプラン	一時金・月払併用プラン			月払プラン
		プランa (75%)	プランb (50%)	プランc (25%)	
償却期間/60ヶ月					
入居金・入居時支払分	14,090,000	10,567,500	7,045,000	3,522,500	—
初期償却(14.83%)	2,090,000	1,567,500	1,045,000	522,500	—
月償却額 (償却期間60ヶ月)	200,000	150,000	100,000	50,000	—
家賃(相当額/月額)	—	61,700	123,300	185,000	263,000
<F方式 95歳以上>					
入居金	一時払いプラン	一時金・月払併用プラン			月払プラン
		プランa (75%)	プランb (50%)	プランc (25%)	
償却期間/36ヶ月					
入居金・入居時支払分	7,510,000	5,632,500	3,755,000	1,877,500	—
初期償却(4.12%)	310,000	232,500	155,000	77,500	—
月償却額 (償却期間36ヶ月)	200,000	150,000	100,000	50,000	—
家賃(相当額/月額)	—	54,800	109,600	164,300	263,000

## 解約時の返還金の算定方法

- 入居一時金の返還金は、契約終了日以降、想定居住期間が経過するまでの期間につき、日割り計算により算出した入居一時金の金額です。  
入居一時金の償却が完了し、入居一時金残高がない場合には、返還金はありません。

### 【入居一時金プラン】

$$\text{入居一時金返還金} = (\text{入居一時金} - \text{初期償却額}) \times \frac{\text{契約終了日以降想定居住期間末日までの日数}}{\text{想定居住期間の日数}}$$

2023年7月1日適用

# 介護保険サービスの自己負担割合の目安

介護保険に係る利用料の1～3割がご利用者負担となります。

## 加算一覧

加算	対象	単位
入居継続支援加算	要介護1～5	36単位/日
生活機能向上連携加算	要支援1～要介護5	200単位/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は、100単位/月
個別機能訓練加算	要支援1～要介護5	12単位/日 および20単位/月
ADL維持等加算	要介護1～5	30～60単位/日
夜間看護体制加算	要介護1～5	10単位/日
若年性認知症入居者受入加算	要支援1～要介護5	120単位/日
医療機関連携加算	要支援1～要介護5	80単位/月
口腔衛生管理体制加算	要支援1～要介護5	30単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算	要支援1～要介護5	20単位/日 ※6か月に1回を限度
科学的介護推進体制加算	要支援1～要介護5	40単位/月
看取り介護加算	要支援1～要介護5	死亡日以前31日以上45日以下 1日当たり572単位
		死亡日以前4日～30日 1日当たり644単位
		死亡日前日及び前々日 1,180単位/日
		死亡日 1,780単位/日
認知症専門ケア加算	要支援1～要介護5	3～4単位/日
サービス提供体制強化加算	要支援1～要介護5	6～22単位/日
介護職員処遇改善加算	要支援1～要介護5	介護給付の単位に各種加算を加えたひと月の総単位の2.64%～8.2%
介護職員等特定処遇改善加算	要支援1～要介護5	介護給付の単位に各種加算を加えたひと月の総単位の1.2%～1.8%
介護職員等ベースアップ支援加算	要支援1～要介護5	介護給付の単位に各種加算を加えたひと月の総単位の1.5%
退院・退所時連携加算	要介護1～5	入居日から30日間30単位/日

## 自己負担額の目安

要介護認定等	介護給付費単位	利用者負担分
	30日分	自己負担額 1割
要支援1	7,415	7,949
要支援2	11,730	12,575
要介護1	19,724	21,145
要介護2	21,932	23,512
要介護3	24,274	26,022
要介護4	26,414	28,316
要介護5	28,722	30,790

○当ホームの介護給付費：1単位＝10.72円(2級地)

- 自己負担額は、入居継続支援加算、若年性認知症入居者受入加算、口腔・栄養スクリーニング加算、退院・退所時連携加算、看取り介護加算、認知症専門ケア加算を除く各加算を加えた見込みでの計算となります。
- 上記の介護給付費は実際の利用日数に応じて決定致します。
- 小数点以下の端数処理等の関係で、実際のご請求額とは多少のずれが生ずる場合があります。
- 給付費は非課税です。
- 介護保険給付費は、厚生労働省が告示する介護保険給付基準が変更される場合には、それに沿って変更されます。

## 有料サービス

- ① 通院・入院の同行、薬の受け取り代行**  
・当社が定める協力医療機関、近隣医療機関以外の場合  
・・・550円/30分及び交通費実費
- ② 入院中の面会、洗濯物交換、買い物代行**  
・週1回を超える場合・・・1,650円/1回及び交通費実費  
・当社が定める協力医療機関、近隣医療機関以外の場合  
・・・2,200円/1回及び交通費実費
- ③ 買い物代行・同行**  
・個別のご要望による場合・・・550円/30分及び交通費実費
- ④ 外出時の同行**  
・当社が定めるサービス対象地域以外の場合  
・・・550円/30分及び交通費実費
- ⑤ 公的書類作成・届出の援助**  
・届出等の費用及び交通費実費  
・往復にかかる時間が1時間を超える場合・・・550円/30分
- その他、実費扱いとなるサービス**  
・ドライクリーニング、理美容等で専門業者を利用する場合  
・サークル活動等での参加費、月謝、材料費等  
・ゲストルーム、エキストラベッド、寝具等のレンタル料  
・追加飲食、紙おむつ・紙パッド、日用雑貨等

※上記費用は全て税込価格です。